

転換期迎え多角的な議論を展開 従来慣行を見直し持続可能産業へ

空条 円
Madoka Kujo

旧暦の十月（現在の十一月頃）を「神無月」と呼ぶ。島根県にある出雲大社に日本全国からおよぼるの神々が話し合いのために集まることと言葉の由来とされ、神様たちの会議「神議」ではその年の報告や来年の相談などが行われる。

神議の内容は人の計り知れない、運に任せているようなことが中心で、主な議題は来年の収穫・農作物のよしあしや酒の出来具合、国の繁栄など。国づくりの神様で知られる出雲大社の御祭神・大国主大神は良縁祈願の神様でもあり、人と人の縁結びも重要な議事のようにだ。出雲大社のウェブサイトによる

と、国土を開拓した大国主大神は農業・漁業といったなりわい、医薬など様々な知恵を人々に授け、日々の暮らしのすみずみに至るまで幸せの種まきに励んだ。その後、天照大御神に国を譲り（国土奉還）、自身は神々の世界を治める大神になったとしている。

この時期、出雲以外の地域では神様が全くいなくなるのかと言えば、そうではないらしい。七福神の一人で漁業の神様でもある恵比寿様は忙しくて参加できず、他の神々が出雲にいる間の留守を引き受けている。他にも留守番されている神様がいるほか、そもそも天界の高天原に

住むとされる天津神は出雲には出向かず、地上の山や川などに住む国津神が神議に参加するそう。ちなみに三重の伊勢神宮にまつられている天照大御神は天津神の一人だ。

神無月に対して、神々が集う出雲では旧暦十月を「神在月」と呼ぶ。今年も十一月に出雲の各神社では「神迎祭」に始まり、神議中の「神在祭」、それぞれの国へ帰る神々を見送る「神等去出祭」が行われる。様々な縁結びの神議が進む神在祭にあわせて出雲大社では縁結大祭を行い、大国主大神をはじめ、出雲に集う神々に更なる幸福縁結びを祈る祝詞が奏上される。

地元の方々は神在月の祭事期間中を「お忌みさん」と呼び、神々の話し合いや宿泊に粗相があつてはならぬと、歌や踊りをやめ、楽器を鳴らさず、家の建築も控えるとか。ひたすら静粛を保ち、謹んで暮らすようにと地域の風習として伝わる。

旧来のしきたり脱却を急ぐ

古くから続く神事や伝統行事、地域に根付く慣習などは、守り続けられることで歴史的重みや文化的価値が増していく。一方で旧来のしきたりに縛られることが悪影響をおよぼし、従来の慣行を見直さない

ことが成長・発展を阻害することもある。

政府が六月に閣議決定した二〇二五年度の予算編成方針を示す「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）」。デフレ完全脱却と「金利のある世界」を見据えた対応が並ぶなか、人口減少に伴う経済の低成長を懸念し「商慣習の思い切った見直し」を進めると表明している。

経済・産業を支える物流ネットワークを持続可能とするための取り組みも強化される。物流産業の商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容につなげるための規制強化措置を盛り込んだ物流関係法が今春に成立。一定規模以上の事業者には荷役や待機の時間短縮など物流効率化に向けた中長期計画の作成や定期報告を義務付ける。実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令する。

流通業務総合効率化法と貨物自動車運送事業法も一括改正し、一部を除いて公布から一年以内に施

行される。トラック運送の多重下請

構造を念頭に、下請が適正な運賃を確保できるようにする対策も措置。荷主を含めて運送契約の締結の際には、提供する役務の内容やその対価などを記載した書面の交付を義務付けており、業界内のあしき慣習の抜本改革を促す狙いだ。

国も個別分野にはびこる旧態依然としたルールや枠組みなどの見直しを推し進める。公正取引委員会は九月、飲食料品の流通に関する商慣行の実態調査を始めた。発表製造・卸売業者が商品製造後に賞味期限までの三分の一以内の日数で小売業者への納品を求められるルールをはじめ、独禁法上の優越的地位の乱用に当たる不当な取引がないかを調べるといふ。調査結果は早ければ年内にまとめる。

公取委は調査結果を踏まえ、小売業者への聞き取りも行う予定だ。取引の適正化を通じ、飲食料品の廃棄削減に加え、トラック運転手が不足している「物流の二〇二四問題」の解消にもつなげたい考えだ。

物流業務の効率化・合理化や適

正運賃への価格転嫁の影響は、建設業界にも広がっている。建設資材を現場に納入するメーカーなど関連企業は、ゼネコンなど元請側に価格改定や納入条件などの緩和への理解を求める。

原材料価格の高止まりに加え、運賃の上昇などが続き、生コン業界やアスファルト合材業界などは厳しい事業環境にあえいでいる。値上げ交渉と併せて、契約のあり方を見直しも進む。これまでの商慣習のままでは事業継続は難しいとし、変革に向けて強気の姿勢を崩さない。

パートナーシップで好循環

二十一世紀に入り、建設業界も従来慣行の変革を促す政策が進んだ。二〇〇一年に一括下請負全面禁止などを盛り込んだ公共工事入札契約適正化法、二〇〇三年に官製談合防止法が施行された。更に二〇〇五年の公共工物品質確保促進法の施行で総合評価方式を原則化。

その翌年には課徴金減免制度の導入などを盛り込んだ改正独禁法の施行を受け、コンプライアンスへの対応が強まるなか、現在の日本建設業連合会に統合される前の日本土木工業協会が旧来のしきたりから決別する脱談合宣言を行った。

建設産業はいま持続可能な産業への転換期を迎えている。六月成立の第三次担い手三法に基づき、働き手の処遇改善や働き方改革、現場の生産性向上などの取り組みが一段と強化される。注目を集めるのは、改正建設業法で規定する「労務費に関する基準（標準労務費）」の具体化などの施策だ。

民間工事を含めて発注者に価格転嫁を促し、現場で働く技能者らに適正な賃金が行き渡る仕組みを再構築する。長年の商慣行を変える大切な場面。建設工事を巡るすべての利害関係者らが集い、議論を深めながらパートナーシップを築く。持続可能な産業への好循環の創出が急がれる。